

平成 30 年 4 月 27 日

会 員 各 位

一般社団法人 愛知県建設業協会
専務理事 大 西 克 義

産業廃棄物管理票交付等状況報告について

標記につきまして、このたび、愛知県環境部長から別紙のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付者は、毎年 6 月 30 日までに前年度における交付等の状況報告を県知事に所定の様式で提出することが義務付けられており、法の趣旨をご理解の上、期限内に報告するよう周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

《参 考》

「あいちの環境」（マニフェスト制度について）

http://www.pref.aichi.jp/kankyo/sigen-ka/jigyo/todokede/shinsei/data_shidou/manife/index.html

以 上

30循環第132-1号
平成30年4月26日

一般社団法人愛知県建設業協会会長 殿

愛知県環境部長
(公印省略)

産業廃棄物管理票交付等状況報告について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第7項の規定に基づき、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付者は毎年6月30日までに前年度における交付等の状況報告を県知事（政令で定める市においては市長）に別紙様式により提出することが義務付けられています。

については、この内容を貴団体に所属する会員等へ周知してください。

なお、当該報告は、多数の事業者の方々から一時期に集中して提出されることから、本県では報告書の受付、集計等を業者委託しておりますので、書類で提出される場合は、裏面のとおりに委託業者へ直接郵送等してください。

担 当 資源循環推進課
廃棄物監視指導室
指導グループ
電 話 052-954-6237 (ダイヤル)
F A X 052-953-7776

産業廃棄物管理票交付等状況報告書について

「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」の提出について、愛知県提出分（政令で定める名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市は除く。）は平成30年6月29日（金）（平成30年度は6月30日が閉庁日に当たるため、ご注意ください）の提出期限までに、平成29年度分の交付実績を下表の提出先まで提出してください。ただし、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市提出分は、各市廃棄物対策担当課にお問い合わせください。

今回の報告から、様式が変更されコード表が廃止となりましたので、下記アドレスをご確認のうえ、記入の誤りにご注意ください。

【報告対象者】

産業廃棄物の収集運搬又は処分を委託する際に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した排出事業者及び中間処理後の産業廃棄物を処分するために二次マニフェストを交付した産業廃棄物中間処理業者が対象となります。

【報告書の作成方法】

報告書の様式、報告書に関するQ&A等については、下記アドレスよりダウンロードしてください。様式が変更になっています。必ずご確認ください。

<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/sigen-ka/jigyo/todokede/shinsei/data_shidou/manife/index.html>

【コールセンターの設置】

報告方法などのお問い合わせ先として、業者委託によりコールセンターを設置しましたので、ご利用ください。

コールセンターの電話番号：0120-633-207（フリーダイヤル、委託業者：(株)東海）
（4月から7月の午前9時から午後5時まで。ただし、土・日曜、祝日を除く。）

【書類で提出の場合】

原則として、下記の委託業者あて、報告書を1部郵送してください。

〒460-0017

名古屋市中区松原2-5-6 株式会社東海 産業廃棄物係

注）県庁及び最寄りの県民事務所等へ持参される場合は、委託業者へ転送させていただきます。

電子媒体での提出にご協力ください。

【電子媒体で提出の場合】

- 愛知県ホームページのオンラインシステム欄の「**電子申請・届出システム**」を利用し、作成した「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」の**Excelファイル**を添付して提出してください。
- 電子申請・届出システムでの報告先は、当該事業場を管轄する県民事務所等の廃棄物担当課となります。

ただし、建設業で支店等の所在地が県外又は県内政令市（名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市）内であり、廃棄物発生場所が県管轄地域の方は、環境部資源循環推進課廃棄物監視指導室となります。

<電子申請・届出システム： <https://www.shinsei.e-aichi.jp/pref-aichi-u/>>

※ **電子マニフェストのみを利用している場合は、報告の必要はありません。**

ただし、年度の途中で電子マニフェストに切り替えた場合は、切り替え前の分については、上記により報告書を提出してください。